

1. 平成30年第1回郡上市議会定例会議事日程（第3日）

平成30年3月7日 開議

- 日程1 会議録署名議員の指名
- 日程2 議案第4号 郡上市男女共同参画推進条例の制定について
- 日程3 議案第5号 郡上市移動通信用鉄塔施設設置条例の一部を改正する条例について
- 日程4 議案第6号 郡上市基金条例の一部を改正する条例について
- 日程5 議案第7号 郡上市個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 日程6 議案第8号 郡上市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程7 議案第9号 郡上市税条例の一部を改正する条例について
- 日程8 議案第10号 郡上市手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程9 議案第11号 郡上市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程10 議案第12号 郡上市小口融資条例の一部を改正する条例について
- 日程11 議案第13号 郡上市小水力発電施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程12 議案第14号 郡上市企業立地促進条例の一部を改正する条例について
- 日程13 議案第15号 簡易水道事業の公営企業会計移行に伴う関係条例の整理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程14 議案第16号 郡上市産業プラザの設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程15 議案第17号 郡上市白鳥前谷自然活用総合管理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程16 議案第18号 郡上市白鳥道の駅施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程17 議案第19号 郡上市明宝野外ステージの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程18 議案第20号 郡上市高鷲吼高原スポーツ広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程19 議案第21号 郡上市土地改良事業分担金賦課徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程20 議案第22号 郡上市市営住宅管理条例及び郡上市市有住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 日程21 議案第23号 郡上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

- 日程22 議案第24号 郡上市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程23 議案第25号 郡上市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程24 議案第26号 郡上市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程25 議案第27号 郡上市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程26 議案第28号 郡上市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に係る基準に関する条例の制定について
- 日程27 議案第29号 郡上市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程28 議案第30号 郡上市立学校設置条例の一部を改正する条例について
- 日程29 議案第31号 郡上市博物館等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程30 議案第50号 平成30年度郡上市国民健康保険特別会計予算について
- 日程31 議案第51号 平成30年度郡上市下水道事業特別会計予算について
- 日程32 議案第52号 平成30年度郡上市介護保険特別会計予算について
- 日程33 議案第53号 平成30年度郡上市介護サービス事業特別会計予算について
- 日程34 議案第54号 平成30年度郡上市駐車場事業特別会計予算について
- 日程35 議案第55号 平成30年度郡上市宅地開発特別会計予算について
- 日程36 議案第56号 平成30年度郡上市青少年育英奨学資金貸付特別会計予算について
- 日程37 議案第57号 平成30年度郡上市鉄道経営対策事業基金特別会計予算について
- 日程38 議案第58号 平成30年度郡上市後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程39 議案第59号 平成30年度郡上市小水力発電事業特別会計予算について
- 日程40 議案第60号 平成30年度郡上市工業団地事業特別会計予算について
- 日程41 議案第61号 平成30年度郡上市大和財産区特別会計予算について
- 日程42 議案第62号 平成30年度郡上市白鳥財産区特別会計予算について
- 日程43 議案第63号 平成30年度郡上市牛道財産区特別会計予算について
- 日程44 議案第64号 平成30年度郡上市石徹白財産区特別会計予算について
- 日程45 議案第65号 平成30年度郡上市高鷲財産区特別会計予算について
- 日程46 議案第66号 平成30年度郡上市下川財産区特別会計予算について
- 日程47 議案第67号 平成30年度郡上市明宝財産区特別会計予算について
- 日程48 議案第68号 平成30年度郡上市和良財産区特別会計予算について

- 日程49 議案第69号 平成30年度郡上市水道事業会計予算について
 日程50 議案第70号 平成30年度郡上市病院事業会計予算について
 日程51 議案第71号 郡上市和良農林産物生産施設の指定管理者の指定について
 日程52 議案第72号 やまと総合センターの指定管理者の指定について
 日程53 議案第74号 財産の無償譲渡について（高鷲板橋集会所及び敷地）
 日程54 議案第75号 市道路線の廃止について
 日程55 議案第76号 市道路線の認定について

2. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

3. 出席議員は次のとおりである。（18名）

1番	三島一貴	2番	森藤文男
3番	原喜与美	4番	野田勝彦
5番	山川直保	6番	田中康久
7番	森喜人	8番	田代はつ江
9番	兼山悌孝	10番	山田忠平
11番	古川文雄	12番	清水正照
13番	上田謙市	14番	武藤忠樹
15番	尾村忠雄	16番	渡辺友三
17番	清水敏夫	18番	美谷添生

4. 欠席議員は次のとおりである。（なし）

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	日置敏明	副市長	青木修
教育長	石田誠	理事兼総務部長	田中義久
市長公室長	三島哲也	市長公室付部長	置田優一
健康福祉部長	丸茂紀子	郡上偕楽園長	清水宗人
農林水産部長	下平典良	商工観光部長	福手均
建設部長	尾藤康春	環境水道部長	平澤克典
教育次長	細川竜弥	会計管理者	乾松幸

消防本部消防長 桑原正明
国保白鳥病院
事務局長 藤代 求

郡上市民病院
事務局長 古田年久

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 長岡文男
議会事務局
議会総務課主査 武藤 淳

議会事務局
議会総務課長 古川義幸

◎開議の宣告

○議長（渡辺友三君） それでは、議員各位には、予算特別委員会に続きまして執務、大変御苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。本日の議事日程につきましては、お手元に配付してありますので、よろしく願いをいたします。

（午後 4時06分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（渡辺友三君） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、会議録署名議員には、13番 上田謙市君、14番 武藤忠樹君を指名いたします。

◎議案第4号から議案第76号までについて（質疑・委員会付託）

○議長（渡辺友三君） 日程2、議案第4号 男女共同参画推進条例の制定についてから日程55、議案第76号 市道路線の認定についてまでの54議案を一括議題とし、質疑を行います。

ただいま一括議題といたしました54議案のうち質疑通告のあった議案の質疑を、ただいまより行います。

初めに、議案第4号について、質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

14番 武藤忠樹君。

○14番（武藤忠樹君） 武藤です。男女共同参画推進条例でありますけれども、郡上市には男女共同参画プランというものもあります。今なぜこの条例が必要なのかということ、1点お聞きしたいと思います。

続きまして、この条例の第4条の3号に「市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するため、必要な財源上の措置を講ずるよう努めなければならない」とあります。

市が全てこういった財政上の措置を講ずるようにしなければならないといったことについて、どういったらいいのか、お伺いしたいと思います。

ほかのところでは、民間の事業所もありますので、この条例の一部についての質問をしたいと思っております。

続きまして、第6条の2であります。「事業者は、その事業に従事する男女が就業と家庭生活を両立させることができるよう職場環境の整備に努めるものとする」とあります。私も事業をやっていたのでよくわかることなんですけれども、女性は妊娠・出産といったことがあります。妊娠・出産といったことも含めてこういったことを考えるのか、その点について質問したいと思います。

す。

それから、第11条であります。「市は、社会のあらゆる分野における活動に参加する機会に関し、性別等による格差が生じていると認められる場合は、必要な範囲において、積極的改善措置を講ずるよう努めなければならない」とあります。この文章も非常に疑問を持ちますので、どういったふうに解釈したらいいのかということをお伺いしたいと思います。

それから、最後であります、第16条の4であります。「審議会は、委員15人以内で組織する。この場合において、男女のいずれか一方の委員数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない」とあります。男女共同参画とうたっているんですから、ここに「男女の一方が10分の4未満であってはならない」と書く必要があるのかということをお伺いしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（渡辺友三君） それでは、武藤忠樹君の質問に答弁を求めます。

市長公室長 三島哲也君。

○市長公室長（三島哲也君） お答えします。

まず、第1番目の条例の必要性というところでございます。

まず、国の動向でございますけど、平成11年に男女共同参画社会基本法が制定されております。それに伴いまして、それを推進するための基本計画が策定されまして、現在、国は4次の計画という段階になっております。

この基本法の中では、男女共同参画社会の推進に関する5つの基本理念が示されております。また、その中では地方公共団体の役割として、地方公共団体もこの理念に沿って施策を推進するというようなことはっきり明記されておるものでございます。

また、岐阜県におきましては平成15年に条例が策定されておまして、その基本計画につきましては、ただいま3次の基本計画が策定されておるところでございます。

一方、郡上市でございますけど、平成22年に、先ほど議員も指摘されました男女共同参画プランを策定して、さまざまな男女共同参画施策に取り組んでいるところでございます。

そんな中でございますけど、平成26年度にアンケート調査を実施しております。そのアンケート調査の内容でございますけど、職場、それから社会通念・習慣・しきたり、それから政治などの分野において男性が優遇されている、どちらかといえば男性のほうが優遇されていると感じている割合、こういった調査をいたしました。

その結果でございますけど、職場に関してのアンケートとしましては、男性の52.6%、女性は59.3%が、男性が優遇されているというふうな回答をされております。

また、社会通念・習慣・しきたり、この分野におきましては、男性は75.2%、女性におきましては78.4%の方が優遇されているのではないかというところの回答でございます。

また、政治の社会、このところにおきます分野でございますけど、男性は72.4%、女性は78.8%の方が男性が優遇されているのではないかなというようなことで、非常に郡上市におきましてもそういった男性が優位じゃないかという思いを持っている方が多いかと。

また、もう一点としましては、アンケート結果から、男性より女性のほうがそういった意識が高いというようなことがわりまして、こういった男女共同参画社会の推進というのは、やはり時間をかけて着実に推進していく事業である必要があるというふうなアンケート結果がございました。

また、現在でございますけど、今は第2次の男女共同参画プランを策定してまいりまして、さらなる推進を進めておるといふものでございます。

また、第2次プランを作成した意味でございますけど、27年の6月議会におきましては、一般質問におきまして男女共同参画という信念や考え方を大事にする自治体であることを内外に示すためにも、条例を制定してはどうかというような質問がございまして、その折に、市としましては男女共同参画宣言都市として、男女共同参画社会の形成に向けた強い意思表示となるものであるから、条例を通じてそういった意識公有を図ることができるのではないかなというふうな答弁をさせていただいております。

そういった背景の中でございますけど、今の社会情勢を見ますと、少子高齢化による労働力の減少、出産・育児・介護などで離職する女性が多くいる現状を鑑みたときに、男女共同参画社会の推進の実現を目指すということは非常に重要な課題であり、そのためには、県の条例あるいは市のプランだけでなく、本市の特性や実情に応じた条例をつくり、プランに掲げられている具体的施策の実効性を確保するとともに、男女共同参画の形成に向けた基本理念を定め、市、市民、事業者、教育等関係者の責任と役割を明らかにして、市全体が一丸となって積極的に男女共同参画社会の推進を図ることが必要ということの考えのもとで、この条例の策定に至ったものでありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、2点目のところで、4条の第3項についてでございますけど、これは市の責務において男女共同参画の推進に向けたさまざまな施策を今後広く展開していく上で、それに必要な財政上の措置を講ずるといふものの思ひを明らかにした文言でございます。

これは、しかしながら、この中には、その財政的措置の中に、全てを市が負うというものではございません。まして、武藤議員が心配されているように、事業によっては受益者負担をお願ひしながら、この施策を進めていくといふものでございまして、事業の目的によりましては、財政措置のあり方、負担の考え方、そういったものが変わってくるものといふふうにご考慮しております。

一例としてでございますけど、放課後児童クラブといふものがございまして、これにつきましては、NPO法人や保護者が運営主体となってこのクラブを開設しておりますけど、その利用に当たりますと、期間によっては月額5,000円から1万3,500円の利用料金を保護者から負担いただい

ております。

そして、市は運営に当たっていただいている団体に対しまして、利用児童数及び年間開設数に
応じて、開設にかかわる費用の補助を行っておるところでございます。

ただし、経費の補助の考え方でございますけど、国の基準がありまして、その基準に沿って補助
額等を定めており、この条例ができることによって直ちに市の財政負担がふえると、そういったも
のではないというふうに考えているところでございます。

それから、3点目でございますけど、事業者が家庭生活内においても環境の整備というものでご
ざいます。

このところでございますけど、この中で、男女共同参画の推進につきまして、事業者の責任を規
定したものというものでございます。その中でも第2項は、従業員の仕事と家庭との両立を企業が
支援することで、従業員が働き続けやすい職場環境を整える取り組みを指しておるというものでご
ざいます。

郡上市のように中小企業が多い中で、こういった取り組みが実際にできるかという心配もござい
ますけど、そういったところの心配があったということでございましたけど、この目的は、ただい
ま申しましたように、就業者が仕事と家庭生活を両立させるためには、雇用・労働分野での男女共
同参画の施策の推進が不可欠でありまして、先ほど言いました男女共同参画社会基本法が制定され
るときの話なんですけど、そのときにおきましてですけど、その経過の過程におきまして、事業者
がこの基本法の基本理念にのっとりまして、男女共同参画社会の形成に寄与する責務を有すること
を自覚して、男女共同参画社会の形成を促進する施策の推進を図るよう、適切な指導を行うことと
いうことで、これは衆議院の内閣委員会が附帯決議をつけて、この法が採択されております。

また、参議院の総務委員会におきまして、同様な各事業者はこういった自覚して取り組むよう
にというふうな附帯決議が出されております。こういったところを見ましても、各事業者におきまし
ても、企業におきまして、人材確保の厳しい状況を見るときに、こういった家庭と仕事が両立で
きるような会社の考え方、それを推進していくことが事業者にとっても利益になりますし、従業員
の方にとってもそういった環境をつくるのが、これからは必要不可欠であるというところの考え
方でございます。

したがって、郡上市のような中小企業におけるところございまして、この仕事と家庭の両
立支援の取り組みということは、重要な人的資源の活用のための経営戦略の一環として取り組む必
要があるものというふうに考えております。

平成23年なんですけど、そのときは、第2回のともいきフェアというのもございまして、その折
に、「うちの職場のええとこ聞いて」という、実は審査が行われまして、その折に、4つの企業者
が、その男女共同参画の家庭・ワーク・ライフ・バランスについての取り組みで応募がありまして、

審査した覚えがあります。

その折でございますが、この4社以外にも、郡上市の事業者を回りまして、こういった取り組みについて問い合わせをさせていただきましたところ、各事業者とも、やはり女性のこれからの労働力確保と、さらに会社内における役割の進出といえますか、登用、そういったことを非常に重要視しておいて、さまざまな取り組みをしておるといようなお話を聞いております。

そういったことから、郡上市の各企業におきましても、やはりこのワーク・ライフ・バランスというところは、重要視して取り組むんだというふうなことを非常に考えたこともありますので、郡上市においてもこの施策は有効ではないかというふうに考えるところでございます。

続きまして、第4条で「積極的改善措置を講ずるよう努めなければならない」というところでございます。

第4の11条でございますけど、積極的改善措置のところでございます。

これも国のほうから積極的改善措置というところの定義が示されておりまして、これは単に女性あるいは男性だからという理由だけで、女性をあるいは男性を優遇するためのものだけではなく、これまでの慣行や固定的な性別の役割分担意識などが原因で、女性あるいは男性が能力を發揮しにくい環境に置かれている場合、こうした環境状況、これを是正するために、必要な範囲において男女のいずれか一方に対して積極的に参画する機会を提供するように措置を講ずることというものでございます。

ちなみに、例えばでございますけど、各種の審議会や委員会について、女性の参画が少ない分野、そういったところにつきまして数値目標、占める割合の数値目標を掲げ、女性が委員会に参加してもらう。そういった環境をつくること。あるいは、女性の管理職が少ない、そういった場合につきましては、ロールモデル的な女性、そういったものが育成する取り組み、そういった取り組みを会社の中で行うなど、市の役職でもそうですけど、そういった取り組みを行う、こういったことが積極的改善措置というふうに考えておるものでございます。

続きまして、第16条の第4項でございますけど、いずれか一方が10分の4未満であってはならないということは、これは男女共同参画プランに掲げておりまして、男女の視点の違いによる意見を政策に反映されること、また、政策や方針等の決定過程に女性に参画していただくということを目標に、審議会等への女性の登用率の目標数値を定めておりまして、郡上市の場合は男女共同参画プランで40%ということでございますので、ここのところにつきましても男女いずれかが40%未満であってはならないというふうなところでございます。

ただし、この全てが審議会の40%の目標とかいいますけど、この審議会の協議する内容によりましては、専門的な知識を有する人でなければ参加できない、そういったような審議会もございまして、全てということだけではなく、その審議がどういう内容を審議するかによって、このところ

については数値目標、そういったところについても全てが当てはまるものではないというふうに思います。

ただし、この男女共同参画については、男女から幅広くさまざまな意見を聞くというところから、40%というふうにさせていただいたものでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（渡辺友三君） よろしいですか。

14番 武藤忠樹君。

○14番（武藤忠樹君） いろいろ、説明いただきまして、大体わかっていることばかりでしたけども、男女共同参画推進条例をつくって、審議会をつくるわけですから、その中の委員が15名以内で、一方の委員数は、男女は10分の4未満であってはならないと書くこと自体がおかしいじゃないかと言っておるんですよ、私は。これ男女の差別をつけておるということです。男女が10分の4でなければならぬよ。こんな、ここまでずっと条例をつくってきて、一番最後にこういう文言は書く必要がないでしょう。共同参画するんだから。と思つて、この第16条の4は、こんなことは書かなくてもいいんじゃないかという気がしておりますので、この点につきましては、今後審議していただきたいと思ひます。総務委員会のほうに付託されるようですので、しっかり審議をしていただきたいと思ひますので、お願ひいたします。

○議長（渡辺友三君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） その点についてでありますけども、こんなことを書くのはおかしいんじゃないかという御指摘ですけども、男女共同参画推進審議会、まさに男女が共同参画をするということの実を確保するために、この条文が入っているわけですし、この条文の意味するところは、どちらか一方が10分の4未満であってはならないと書いてあるわけですから、要は15人ですから、どちらかの性が一番差が開いとるところで6人と9人ですよ。それから、もうちょっと接近すれば7人と8人、あるいは8人と7人と。要するに、片一方の性の委員さんがプラス3人までは許容するけれども、それ以外どっちかに偏ることはいけないよということを確認しようということですから、男女共同参画の推進という趣旨からいって、まことに当然のもっともなことであるというふうに思ひます。

男女共同参画で、それこそ先ほどのアフーマティブじゃありませんけども、ちょっとそれを間違つた適用みたいな形で、例えば男女共同参画推進審議会だから、女性を10人し、男性を5人にしようというのはアウトですよという意味なんですよ、これ。そのように読んでいただきたいんです。

ですから、要は、理想的には、とにかくその15人の範囲の中での男女の定数の差をできるだけ接近させて選びましょうよということでもありますから、必要でもあるし、適当でもあるというふうに思ひます。

○議長（渡辺友三君） 14番 武藤忠樹君。

○14番（武藤忠樹君） そういう考え方だろうと思いますけど、第1条から第15条まで読んできて、男女共同参画をやらなきゃならないよと言っておいて、最後にこれを書くということは、当然こういうことじゃないですか。当然のことですよ、男女がそろってこの審議会をつくるんですよということは。そうしなければならないという条例をつくって、最後に、この定数を書くということは必要はないんじゃないかと思うんです。定数を書かなくても、そういうものをつくりなさいという条例をつくっているわけですから、そういうふうに私は読んだんです。正直いって格差が生じていると認められている場合は、改善措置に努めなければならないとか、いろいろ書いといて、共同参画をなさいよと言っておいて、最後に、こうしなければ、審議会は10分の4未満であってはならないという書く必要は、当然こうなさいと書いてあるんだから、やる必要はないんじゃないかなと、そういう思いがあるんです。正直なところ。

だから、こんな条例は必要はない。この文章は必要ないんです。こうしなければならないというのは、ここまでの条例だと思っていますので。まあ、いろいろあるでしょうけど。

○議長（渡辺友三君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） しかしながら、こういう審議会の委員の選び方ということ、それこそ誤解のないようにといたしますか、これ、もし、この協議会でこの規定がない場合に、この審議会の委員を、例えばこれは男女共同参画推進審議会と女性のいろいろと、格差とかいろんなものがあって、その女性の意見を十分聞いて反映をせんならいかんというようなことで、女性を、じゃ15人のうち11人に任命しましたという施策を仮にとろうとする人がいた場合に、この規定がなければ、それは防ぎようがないと思います。この規定があるから、逆にいうと、そこが担保されていると。この精神にのっとって、最後、念を押して担保をしているというふうに読み取っていただければと思います。

○議長（渡辺友三君） この点につきましては、また後日、12日の総務委員会のほうで出れば、やっていただきますので、お願いをいたします。

引き続きまして、6番 田中康久君の質問を許可いたします。

○6番（田中康久君） 引き続きまして、1点、武藤議員と同じ条文のところ質問をさせていただきますが、よろしく申し上げます。

男女共同参画の理念を尊重するとともに、自由な社会を大切にするという考え方から、この条文の文言について幾つか疑問点がございまして、その疑問点について明らかになれば、賛成したいと思っておりますので、よろしくをお願いをいたします。

まず初めに、こういった条例というのは、広く皆さんから賛同を得られる文言でなければならないというふうに思います。

私の数少ない、この中で一番数少ない人生経験から意見を言わせていただきますと、東京にいるときに、代議士のもとで働いたときに、議員立法で少子化対策基本法というものがございまして、ちょうど私が仕えとった先生がその提案者だったわけです。で、その少子化対策基本法は、まさに超党派でつくったものですから、本当に党のいろんな立場からいろんな意見が出ました。それに少子化対策なので、一見すると本当に極めてとても大事で、誰もが賛同するようなものかもしれませんが、その中でも、一つ一つの文言をめぐって、まさにいろんな議論をしながら進めていきました。その結果、超党派で、これならばということでまさに広く賛同を得られて、国会で議決したものですので、まさに広く賛同を得られる内容でなくちゃいけないということがまず一つ言いたいということです。

その中で、まず一般論として、具体的には、たとえ理念条例であってとしても、市民の行動を規定したり、もしくは抑制したりするものについては、明確な文言や定義によって条例は制定されなければならないということを思います。

2点目としまして、さまざまな角度やさまざまな人権に配慮しなければならないということ 생각합니다。具体的には、憲法13条、憲法14条、21条、民法820条といったほかの人権という部分も考慮しながら、それに抵触しない形また誤解されないような形で文言をつくらなければならないというふうに思います。

3つ目としまして、基本的には自由主義の立場から道徳と法というものは、可能な限り切り離さなければならないということを思います。公的な領域ができるだけ私的な領域や私的な考え方に踏み込まないということが、今の立憲主義の基本的な考え方だというふうに思います。

それを基本的な考え方とするならば、特にこの条文の8条と11条について、今の私の観点から質問したいというふうに思います。

まず、8条1項1号「全ての人は、家庭、地域、職場、学校その他の社会のあらゆる場において、次に掲げる行為を行ってはならない。」、1号「性別を理由とした差別的な扱い」ということで、この第8条だけが努力義務ではなく、明確な禁止行為になっておりますけれども、この解説を見ますと、「全ての人は個人として尊重されなければなりません。性別を理由に差別的な扱いや性による暴力行為、家庭における暴力行為など、人権を侵害する行為は許されるものではありません」ということが解説には書いてありますが、この書き方では、差別的な扱いが性による暴力行為と並列、また、差別的な扱いが家庭における暴力行為と並列されておって、差別的な扱いイコール人権侵害という捉え方ができます。

つまり、差別的な扱いというものの歯どめが何なのかということがわからないまま禁止をされておりますので、この8条1項1号の性別を理由とした差別的な扱いというものが、例えば合理的な差別ならば許さるのか。もしくは、人権を侵害する行為に限定される思いでこの差別的な扱いとい

う文言を捉えていいのかということ、まずお聞きしたいというふうに思います。

2点目といたしまして、先ほど14番議員も質問されました積極的改善措置です。もう積極的改善措置については、定義が非常に問題になりまして、アメリカではいろんな議論や論争が起こっておりますし、裁判でも起こっていると。

で、先ほど室長は、日本における内閣府の出している定義を言っていましたけれども、その定義を聞いて安心しましたが、例えば、この11条があることによって、職員の採用、もしくは昇進についてどのような影響が考えられるのか。例えば性のみによる採用はしないというような積極的改善措置がないというお話がありましたけれども、具体的に職員の採用とか昇進について影響があるのか、ないのか。また、現在、郡上市においては、郡上市、市です。市役所においてこの積極的改善措置をしなければならない事態というものはあるのかということで、この積極的改善措置についてどのようにお考えか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（渡辺友三君） それでは、田中康久君の質問に対して答弁を求めます。

市長公室長 三島哲也君。

○市長公室長（三島哲也君） お答えしたいと思います。

8条の第1項における差別的な扱いのところでございますけど、この8条につきましては、性差別による人権侵害行為の禁止というところを主眼にしております。まず、これは人権侵害行為であるかどうかというところを非常に重要視しておるものでございます。

したがって、ここの8条においての性別を利用した差別的な扱いにつきましては、性別を理由として、特定の人々に不利益、不当な扱いをするなど人権を侵害する行為、そういった場合をあらわしており、人権侵害に至らないような、そういった単なる男女の扱いの違い、そういったものを含んではないのでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、11条の積極的改善措置につきましては、先ほど武藤議員のときにも説明させていただきましたけど、この考え方は、これまでの慣行や固定的な性別の役割分担意識などが原因で、これは女性の限ったときの話ですので、女性は男性よりも能力を発揮しにくい環境に置かれている場合、こういった環境を是正するために、必要な範囲において男女のいずれか一方に対して積極的な社会に参画できるような機会を提供するような措置というのが、この積極的改善措置というものでございます。

それから、議員の質問にありました、市職員において採用あるいは昇進等にこの考え方で臨むか、あるかというところでございますけど、市の採用、昇進につきましては、地方公務員法がございまして、職員の任用につきましては、「この法の定めるところにより、受験成績、勤務成績その他能力の実証に基づいて行わなければならない」という規定がございまして、市としましては、この地方公務員法のところにのっとりまして、単に女性あるいは女性というだけの理由で採用したり、

昇任させるような、そういった優遇措置というところはとってはおりません。採用試験の結果や人事評価などの勤務成績や採用や昇任の基準を満たすことが大前提であり、その上で職員の男女であるとか、年齢構成、そういったものを考えた上で昇任あるいは任用、そういうものを決定するというものでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（渡辺友三君） 6番 田中康久君。

○6番（田中康久君） わかりました。安心しましたので、理解しましたけども、皆さん、この市民参加によってつくっていただいて男女共同参画を進めようということで、そういうことに対しては理解できるんですけども、また、こういった条例というのは基本的な人権という部分に極めて密接に関係しているの、例えば、その委員の中に例えば法律家であるとか、基本的人権をさまざまな、多様な角度から人権という部分を見られる方という部分に参加していただければ、こういった議論はしなくてもいいんじゃないかなというふうに思ひましたので、それを指摘させていただきまして、質問を終わりたいと思ひます。

○議長（渡辺友三君） 以上で、議案第4号の質疑を終わります。

以上で、通告のありました質疑を終了いたします。

議案第4号から議案第76号までの54議案につきましては、会議規則第37条第1項の規定により、議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に審査を付託いたします。

ただいま各常任委員会に審査を付託いたしました54議案につきましては、会議規則第44条第1項の規定により、3月20日午後5時までに審査を終了するよう期限をつけることといたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。よって、ただいま各常任委員会に審査を付託いたしました54議案につきましては、3月20日午後5時までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（渡辺友三君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。長時間にわたり御苦勞さまでございました。

（午後 4時42分）

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長 渡 辺 友 三

郡上市議会議員 上 田 謙 市

郡上市議会議員 武 藤 忠 樹